

牧区における地域活動支援事業の採択に係る提案について

平成 29 年 2 月 27 日

牧区地域協議会 会長 丸山 進

1 基本的事項（確認事項）

(1) 上越市地域活動支援事業の目的

地域における課題の解決や活力の向上を図るため、市民の発意に基づく取組を支援する。

(2) 上越市地域活動支援事業の対象事業

実施要綱第 1 条及び第 3 条に規定されている。

上越市地域活動支援事業実施要綱（抄）

第 1 条 この要綱は、身近な地域における課題の解決を図り、及びそれぞれの地域の活力を向上するため、市民の発意により実施する上越市地域活動支援事業（以下「地域活動支援事業」という。）の実施及び地域活動支援事業を実施する団体等に対し予算の範囲内で交付する補助金の交付に関し、上越市補助金交付規則（昭和 46 年上越市規則第 56 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第 3 条 地域活動支援事業の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、公益性を有する事業のうち市の歳出予算を通じて実施する事業で、かつ、第 1 条の趣旨に即したものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、対象事業としない。

- (1) 政治活動又は宗教活動を目的とする事業
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反すると認められる事業
- (3) 市が市の全域において実施する金銭又は物品の給付又は貸付けその他のサービスの提供に係る事業
- (4) 市の管理している施設の整備又は修繕に係る事業
- (5) 国若しくは県の補助金又は市の地域活動支援事業費補助金以外の補助金の交付を受けることを予定する事業
- (6) 市が実施すべきと認められる施設の建設及び開発に関する事業の計画の策定等当該事業の実施の推進を目的とする事業

(3) 審査手順（平成 28 年度の運用から）

- ① 基本審査： 提案事業が「地域活動支援事業の目的」と合致しているか「区の採択方針」と合致しているかを審査。
- ② 共通審査基準（全 28 地域自治区で共通の視点に立ち、提案された事業を審査する上で必要最小限の基準）に照らして採点形式で評価。

2 平成 29 年度地域活動支援事業・牧区採択方針（原案）

これまでの方針	新方針案
<p>(1) 牧区に定住する人材の育成又は確保につながる事業であること。</p> <p>(適用例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用促進事業 ・社会教育事業 ・産業振興に寄与する事業 ・環境保全に寄与する事業 ・助け合い活動 ・その他区における生活環境の維持・向上に寄与する事業 	<p>(1) 牧区に定住する人材の育成又は確保に<u>つながり、地域住民が自主的、主体的に取り組む事業を対象とする。</u></p> <p>(適用例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>社会教育の推進や伝統文化の保存継承に寄与する事業</u> ・<u>雇用の促進に寄与する事業</u> ・<u>産業振興に寄与する事業</u> ・<u>健康増進に寄与する事業</u> ・<u>少子高齢化対策に寄与する事業</u> ・<u>環境保全に寄与する事業</u> ・<u>安全・安心活動に寄与する事業</u> ・<u>生活環境の維持・向上に寄与する事業</u> ・<u>観光資源の活用や交流拡大に寄与する事業</u> ・<u>その他上記に属さないが、地域の活性化に寄与する事業</u> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(注) 採択方針とは、区の特性や将来像が反映された区の目的・目標を表し、審査方針・基準とは異なる。</p> </div>
<p>(2) 既存事業においては、これまでの懸案事項や問題点を解決するための新しい工夫が追加されていること。</p>	<p>(2) 既存事業においては、これまでの懸案事項や問題点を解決するための新しい工夫が追加されていること。<u>工夫が見られないとみなされた場合、不採択あるいは補助額が減額となる場合がある。</u></p>
<p>(3) 調査、研修、計画づくり事業事業においては、次年度以降に本事業が実行されることが確実に見込まれること。</p>	<p>(3) 削除。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(理由) 採択方針ではなく、共通審査基準の③実現性又は⑤発展性の項目に該当するため。</p> </div>

平成 29 年度地域活動支援事業・牧区審査方針及び審査基準（原案）

これまでの審査方針及び基準	新審査方針及び基準案
<p>①提案事業については、牧区地域協議会委員によるヒアリングを行い、その後の協議会において審査し、採択の可否を決定する。</p> <p>②基本審査項目及び牧区採択方針について、委員の半数以上が適合とした場合に採択</p> <p>③審査は、基本審査、牧区の採択方針について、各委員の○×数の合計で適否を決する。</p> <p>④上記③の審査後、各委員による共通審査を行うが、各項目それぞれ 12 点（ただし、②必要性は 16 点）で 5 項目の合計が 64 点満点とし、傾斜配分により申請額の減額を行う。</p> <p>⑤補助金額の上限を <u>50 万円</u>とし、補助率は原則 100%とし、共通審査基準の採点を基に傾斜配分により減額する。</p> <p>⑥傾斜配分は、各委員の合計点の平均点が 54 点以上は 100%、41 点以上は 90%、28 点以上は 80%、28 点未満は 70%を基準とする。</p> <p>⑦共通審査基準採点後の補助金申請総額が、牧区への配分額を上回った場合は一律減額し、逆に満たなかった場合は地域協議会において 2 次募集の実施等について協議する。</p>	<p>①変更点なし</p> <p>②基本審査項目及び牧区採択方針の審査は、<u>各委員の○×数の合計で適否を決することとし、委員の過半数以上が適合（○）と判断した事業を採択とする。なお、委員が適合しないと判断した事業は、共通審査基準の採点を行わない。</u></p> <p>③削除（②と統合）</p> <p>④③上記②の審査後、各委員による共通審査を行うが、各項目それぞれ 12 点（ただし、②必要性は 16 点）で 5 項目の合計が 64 点満点とし、<u>補助希望額の合計が牧区の配分額を超える場合、傾斜配分により申請額の減額を行う。</u></p> <p>⑤④補助金額の上限を <u>100 万円</u>とし、補助率は原則 100%とし、共通審査基準の採点を基に傾斜配分により減額する。</p> <p>⑥⑤変更点なし</p> <p>⑦⑥変更点なし</p>
	<p>（注）傾斜配分による減額を行う理由</p> <p>⇒① 仮に提案事業のすべてが採択すべきものとなったときでその総事業費額が牧区への配分予算額を超えた場合、必然的に提案額の割合に応じた減額又は各委員の独立した評価の結果による得点数の割合による減額等をせざるを得ない。</p> <p>すなわち、予算額を越えた時点で必ず何等かの傾斜配分を考えなくてはならないから。</p> <p>② 前年度と同様の内容の場合、前年度における課題の解決が図られている等の工夫がない提案は減額あるいは不採択とすべきとの意見が多数であるため、減額などの基準を設ける必要があることから。</p>